



2025年10月17日  
全国港湾25発第14号

中央労働委員会  
会 長 殿

全国港湾労働組合連合会  
中央執行委員長 竹 内



## 労働関係調整法第37条に基づく公益事業の争議予告について

労働関係調整法第37条に基づき下記の通り争議行為に関する通知を致します。

### 記

#### 1. 事 件

- (1) 東京地裁判決に従い、中央港湾団交を開催し、産別最低賃金への回答を行うなど、良好な労使関係を再構築する件
- (2) その他

#### 2. 争議行為の日時

2025年（令和7年）10月28日（火）午前0時より問題解決の日まで。

#### 3. 争議行為の場所

全国港湾労働組合連合会及び傘下の労働組合の組合員が従事するすべての港湾（北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、茨城県、東京都、千葉県、神奈川県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）（詳細別記）

#### 4. 争議行為の概要

前項記載の職場において、連続的あるいは断続的にあらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

以 上